

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 2 6 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第 1 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年函館市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 4 3 条の 2」を「第 2 4 3 条の 2 の 2」に改め、「において」の後ろに「読み替えて」を加える。

(函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年函館市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「において」の後ろに「読み替えて」を加え、「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴う規定の整備等をするため